

体験活動推進コーディネーター運用要領

1 目的

この要領は、体験活動推進コーディネーター設置要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 必要書類の作成

派遣された体験活動推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）会長に対して以下の書類を提出する。

(1) 業務計画書（様式第1号）

…初回ヒアリング実施後2週間以内

(2) 業務経過報告書（様式第2号）

…市町村訪問による打ち合わせ実施後1週間以内

(3) 業務報告書（様式第3号）

…事業終了後1月以内

3 派遣費用等

(1) 派遣費用

コーディネーターに対して県民会議が支払う派遣費用は別表のとおりとする。

(2) 支払い

県民会議会長は、前条に定める業務報告書の内容を確認の上、コーディネーターに対して、予算の範囲内で、前項に定める派遣費用を支払うものとする。なお、打ち合わせ等で移動した際の旅費については精算払いとする。

附 則

この要領は、令和5年5月19日から実施する。

(別表) 謝金、旅費 (第3関係)

種類	金額 (1市町村当たり)
共通謝金	10万円
市町村に出向いて業務を行った場合の謝金 (1回あたり)	
①半日以内 (4時間未満)	①5千円/回
②1日 (4時間以上)	②1万円/回
※1回に出向く人数には、コーディネーターの 補助員を1名まで含むことができる	
事業が最後まで完結した場合の謝金	10万円
旅費	実費相当額
需用費 (周知広報費等)	実費相当額
使用料、賃借料 (会場使用料等)	実費相当額

上記の合計金額は50万円を上限とする。